

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業） ＜ ①水力発電事業性評価事業 ＞ 【三次公募】

1 補助対象事業

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業に要する経費の一部を補助します。

対象事業：新設及びリプレイスする水力発電所
発電出力：20kW以上10,000kW以下
を見込むもの



2 補助対象事業者

- 自ら中小水力発電を実施予定の、
- ・民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
 - ・地方公共団体

3 補助対象経費

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費（※）

※…地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

4 補助率

1/2以内

ただし、1発電所当たりの補助金の上限額は、原則として1,500万円/年とします。

5 事業期間

交付決定日～平成30年2月28日まで

事業の実施上、単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大2カ年まで複数年度事業として申請ができます。

6 公募スケジュール等

公募期間 平成29年8月21日（月）～平成29年9月29日（金）

注意事項：交付決定日以降に初めて補助事業の開始（発注、契約）が可能となります。

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。 <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部
TEL：03-6810-0371 FAX：03-6810-0370

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業） ＜②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業＞ 【三次公募】



調査・設計等する水力発電有望地点数

H28年度 都道府県……5地点以上
市区町村等……2地点以上

H29年度 都道府県及び市区町村等
2地点以上

1 補助対象事業

地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等及び当該地点で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るものを補助します。

対象事業：新設及びリプレイスする水力発電所
発電出力：20kW以上10,000kW以下
を見込むもの



2 補助対象事業者

地域における中小水力発電の有望地点を調査し、発電を行う者を公募する
地方公共団体

3 補助対象経費

水力発電有望地点（※1）の調査・設計等（※2）及び当該地点で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るもの

※1…調査・設計等する水力発電有望地点は**2地点以上**としてください。

※2…地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

4 補助率

補助対象経費に対して定額（10/10）

ただし、1申請あたりの補助金の上限額は、原則として5,000万円/年とし、かつ、1発電所当たりの補助金の上限額は500万円/年とします。

5 事業期間

交付決定日～平成30年2月28日まで

事業の実施上、単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、**原則最大3カ年**まで複数年度事業として申請ができます。

6 公募スケジュール等

公募期間 平成29年8月21日（月）～平成29年9月29日（金）

主な注意事項等

- ・当該補助事業で調査・設計等した水力発電の有望地点について、発電を行う者の公募（採択まで）を必ず実施してください。
- ・**交付決定日以降に初めて補助事業の開始（発注、契約）が可能となります。**

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。

<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部

TEL：03-6810-0371 FAX：03-6810-0370



一般財団法人 新エネルギー財団